

地方税法等の一部を改正する法律案要綱

支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に対応し、国民が信頼できる税制を構築する観点からの税制全般にわたる改革の一環として、個人住民税における扶養控除の見直し、自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の見直し、地方のたばこ税の税率の引上げ、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書を国会に提出する措置の創設を行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととし、次のとおり地方税法等の一部を改正するものとする。

第一 地方税法に関する事項

一 道府県民税及び市町村民税

- 1 移行型以外の地方独立行政法人の一定のもののうち、その成立の日の前日において現に地方公共団体が行っている業務のみを引き続き行うものについて、非課税とする措置を講ずること。（第二十五

条関係）

- 2 平成二十五年度から、生命保険料控除を改組し、次の(一)から(三)までによる各保険料控除の合計適用限度額を七万円とすること。（第三十四条、第三百十四条の二関係）

(一) 平成二十四年一月一日以後に締結した保険契約等（新契約）に係る控除

ア 介護医療保険契約等に係る支払保険料等について、介護医療保険料控除（適用限度額二万八千円）を設けること。

イ 一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ二万八千円とすること。

ウ ア及びイの各保険料控除の控除額の計算は次のとおりとすること。

年間の支払保険料等	控除額
一万二千円以下	支払保険料等の全額
一万二千円超三万二千円以下	支払保険料等に二分の一を乗じた額に六千円を加算した額
三万二千円超五万六千円以下	支払保険料等に四分の一を乗じた額に一万四千円を加算した額
五万六千円超	一律二万八千円

エ 主契約又は特約の保障内容に応じ、その保険契約等に係る支払保険料等を各保険料控除に適用すること。

(二) 平成二十三年十二月三十一日以前に締結した保険契約等（旧契約）に係る控除

一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の控除額の計算は次のとおりとし、これらの控除の適用限度額は、それぞれ三万五千円とすること。

年間の支払保険料等	控除額
一万五千円以下	支払保険料等の全額
一万五千円超四万円以下	支払保険料等に二分の一を乗じた額に七千五百円を加算した額
四万円超七万円以下	支払保険料等に四分の一を乗じた額に一万七千五百円を加算した額
七万円超	一律三万五千円

(三) 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算

(一)イ及び(二)にかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額（適用限度額二万八千円）とすること。

ア 新契約の支払保険料等につき、(一)ウの計算式により計算した金額

イ 旧契約の支払保険料等につき、(二)の計算式により計算した金額

3 平成二十四年度から、扶養親族のうち、年齢十六歳未満の者に対する扶養控除を廃止すること。（

第三十四条、第三百十四条の二関係）

4 平成二十四年度から、特定扶養親族のうち、年齢十六歳以上十九歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ部分（十二万円）を廃止し、扶養控除の額を三十三万円とすること。（第三十四条、第三百十四条の二関係）

5 平成二十四年度から、所得割の納税義務者の控除対象配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者である場合において、配偶者控除又は扶養控除の額に二十三万円を加算する措置について、特別障害者に対する障害者控除の額に二十三万円を加算する措置に改めること。（第三十四条、第三百十四条の二関係）

6 平成二十四年度から、調整控除について、3から5までの改正に伴う所要の措置を講ずること。（第三十七条、第三百十四条の六関係）

7 平成二十三年一月一日から、給与の支払を受ける者等で所得税法の規定により扶養控除等申告書等を提出するものについて、扶養親族に関する事項を記載した申告書を提出するものとする。（第四十五条の三の二、第四十五条の三の三、第三百十七条の三の二、第三百十七条の三の三関係）

8 完全支配関係がある法人の間の取引に係る税制及び資本に係る取引等に係る税制について、所要の措置を講ずること。（第五十三条、第三百二十一条の八関係）

(一) 清算所得の廃止に伴う所要の措置を講ずること。

(二) 法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合において、当該法人に控除未済個別帰属税額等があるときは、その控除未済個別帰属税額等に相当する金額は、その株主である法人の当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度以後の各事業年度における繰越控除の適用において、その株主である法人の事業年度において生じた控除未済個別帰属税額等とみなすこと。

(三) 合併類似適格分割型分割の廃止に伴う所要の措置を講ずること。

(四) その他所要の規定の整備を行うこと。

9 公的年金からの特別徴収制度の対象とならない六十五歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、公的年金等に係る所得に係る所得割額を、給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して給与から特別徴収の方法により徴収することができることとする。（第三百二十一条の三、第三百二十一条の四、第三百二十一条の七の二関係）

10 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を二年延長すること。（附則第四条関係）

11 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を二年延長すること。（附則第四条の二関係）

12 平成二十五年度から、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置について、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算する等所要の措置を講ずること。（附則第三十五条の三の二関係）

二 事業税

1 完全支配関係がある法人の間の取引に係る税制及び資本に係る取引等に係る税制について、所要の措置を講ずること。（第七十二条、第七十二条の五の二、第七十二条の六、第七十二条の十二、第七十二条の十三、第七十二条の十八、第七十二条の二十一、第七十二条の二十三、第七十二条の二十四の九、第七十二条の二十九、第七十二条の三十、第七十二条の三十一、第七十二条の四十一の五関係）

(一) 清算所得に対する所得割の廃止に伴う所要の措置を講ずること。

ア 清算中の法人に各事業年度の付加価値額、所得又は収入金額に対する事業税を課すること。

イ 残余財産の一部の分配又は引渡しをする場合における清算所得に係る所得割の申告納付及び解散法人の清算所得に係る所得割の確定申告納付を廃止すること。

ウ 残余財産の確定の日の属する事業年度が終了した場合においては、清算中の法人に当該事業年度の所得に対する事業税を課すること。

エ 連結子法人が事業年度の中途において解散をした場合等における申告納付の特例措置を講ずること。

オ 更正又は決定による清算中の予納額の還付を廃止すること。

(二) みなし事業年度について、国税の諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずること。

ア 分割型分割を行った場合においては、みなし事業年度を設けないこととする。

イ 連結子法人の解散（合併による解散を除く。）のうち破産手続開始の決定による解散以外の場合においては、みなし事業年度を設けないこととする。

ウ 連結親法人事業年度の間において連結親法人との間に完全支配関係を有することとなった他

の内国法人のみなし事業年度の終了の日を加入日の前日の属する月次決算期間の末日とすることができるとすること。

(三) その他所要の規定の整備を行うこと。

2 法人事業税の資本割の課税標準について、資本金又は資本準備金を欠損のてん補又は損失のてん補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算する措置を講ずること。(第七十二条の二十一関係)

3 ガス供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、ガス事業法に規定する大口供給に応じるガスの供給に係る託送料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を平成二十五年三月三十一日まで延長すること。(附則第九条関係)

三 不動産取得税

1 特定一般社団法人又は特定一般財団法人の事業を承継するために設立された認可地縁団体が、平成

二十二年四月一日から平成二十五年十一月三十日までの間に解散した当該特定一般社団法人又は特定一般財団法人からその残余財産を取得した場合に、一定の要件を満たすときは、その残余財産である不動産について、非課税とする特例措置を講ずること。（附則第四十一条関係）

2 次のとおり課税標準の特例措置等の適用期限を延長すること。

(一) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年（本則六月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を平成二十四年三月三十一日まで延長すること。（附則第十条の二関係）

(二) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を平成二十四年三月三十一日まで延長すること。（附則第十条の二関係）

(三) 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十四年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

(四) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく公共交通特定事業により鉄道事業者等が取得する一定の家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

(五) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が、国又は地方公共団体が法律の規定によりその事業等として実施するものである一定の選定事業により取得する公共施設等の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十七年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

(六) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて取得する国立大学の校舎の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十七年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

(七) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う基盤整備事業に伴い、日本貨物鉄道株式会社が取得する家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十四年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

(ハ) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特

例措置の適用期限を平成二十四年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

3 次のとおり課税標準の特例措置を改めること。

(一) 都市再生特別措置法に規定する計画の認定を受けた民間都市再生整備事業計画に係る都市再生整備事業の区域内の不動産の所有者が、当該不動産を同法に規定する認定整備事業者又は独立行政法人都市再生機構に譲渡し、当該不動産に代わるものとして取得する不動産に係る課税標準の特例措置について、対象から整備事業区域の区域外にある不動産を取得した場合を除外すること。（附則

第十一条関係）

(二) 医療計画上の医療連携体制に基づいて周産期医療を提供する医療提供施設の開設者が取得する周産期医療のための施設の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置について、平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの取得については当該不動産の価額の二分の一、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの取得については当該不動産の価額の三分の一、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの取得については当該不動産の価額の六

分の一に相当する額を価格から控除することとした上、その適用期限を平成二十八年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

- (三) 中心市街地の活性化に関する法律に規定する認定中心市街地又は都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域若しくは都市再生整備計画の区域内において取得する一定の新築家屋（住宅の用に供するものを除く。）に係る課税標準の特例措置について、対象地域から認定中心市街地を除外した上、その適用期限を平成二十四年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

4 次に掲げる非課税措置等を廃止すること。

- (一) 農業協同組合等の現物出資により設立される株式会社又は合同会社が当該現物出資に伴い取得する不動産に係る非課税措置（附則第十条関係）
- (二) 鉄道事業者が取得する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道再生事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する一定の不動産に係る非課税措置（附則第十条関係）
- (三) 鉄道事業者が取得する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する一定の不動産に係る非課税措置（附則第十条関係）

(四) 国の補助金又は交付金の交付を受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置（附則第十一条関係）

(五) 農業振興地域の整備に関する法律の規定による市町村長の勧告等によって取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置（附則第十一条関係）

(六) 農地保有合理化法人等が長期貸付農地保有合理化事業により取得する農地等に係る課税標準の特例措置（附則第十一条関係）

(七) 阪神・淡路大震災による被災家屋の所有者等が取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置（附則第十一条関係）

(八) マンション建替事業の施行に伴いやむを得ない事情により権利変換を希望しない旨の申出をした者が施行マンション内で行っていた事業を引き続き行うための当該事業の用に供する土地等（住宅の用に供するものを除く。）に係る課税標準の特例措置（附則第十一条関係）

(九) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が国の資金の貸付けを受けて取得する一定の特定用途港湾施設の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置

（附則第十一条関係）

- (十) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて取得する一般廃棄物処理施設の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置（附則第十一条関係）

- (十一) 移転補助を受け土砂災害特別警戒区域から移転する者が従前の不動産に代わるものとして区域外に取得する不動産（住宅の用に供するものに限る。）に係る課税標準の特例措置（附則第十一条関係）

- (十二) 独立行政法人都市再生機構が密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災再開発促進地区、中心市街地の活性化に関する法律に規定する認定中心市街地又は都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域の区域内において、一定の業務の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置（附則第十一条関係）

- (十三) 農業協同組合が他の農業協同組合から信用事業の全部譲渡に伴い取得する不動産に係る課税標準の特例措置（附則第十一条関係）

(四) 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律に規定する協議会の構成員のうち、公益社団・財団法人が取得する重要文化財等に指定又は登録された家屋及び土地に係る課税標準の特例措置（附則第十一条関係）

(五) 農地保有合理化法人等が担い手農業者確保事業により取得する農地等に係る納税義務の免除措置等について、納税義務の免除措置等の期間を五年延長する特例措置（附則第十一条の七関係）

四 道府県たばこ税及び市町村たばこ税

1 道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率を、平成二十二年十月一日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、道府県たばこ税にあつては千本につき四百三十円引き上げ、市町村たばこ税にあつては千本につき千三百二十円引き上げること。（第七十四条の五、第四百六十八条関係）

2 旧三級品の紙巻たばこに係る道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率を、平成二十二年十月一日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、道府県たばこ税にあつては千本につき二百五十円引き上げ、市町村たばこ税にあつては千本につき六百二十六円引き上げること。（附則第十二条の二、第三十条の二関係）

3 平成二十二年十月一日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこと。（改正法附則第六条、第十二条関係）

4 納付された市町村たばこ税の額のうち課税定額を超える部分に相当する額を当該市町村から都道府県に対して交付することについて、当該課税定額の算定の基礎となるたばこ消費基礎人口に乗ずる数を二（現行三）とすること。（第四百八十五条の十三関係）

5 小売販売業者に係る市町村たばこ税額として卸売販売業者等から市町村に納付された市町村たばこ税額等を条件とする当該小売販売業者に対する当該市町村からの補助金等の交付又は貸付金の貸付けを禁止すること。（第四百八十五条の十四関係）

五 自動車取得税

1 国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて一般乗合用旅客運送事業を経営する者が取得する一定の一般乗合用バスに係る非課税措置について、その適用期限を平成二十四年三月三十一日まで延長すること。（附則第十二条の二の二関係）

2 当分の間の措置として、自家用の自動車で軽自動車以外のものの取得に対して課する税率を百分の五とする措置を講ずること。（附則第十二条の二の三関係）

3 環境への負荷の少ない自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に対して、平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間の措置として講じられている税率の引下げの特例措置について、次のとおり、車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えたものを追加すること。（附則第十二条の二の三関係）

(一) 平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、エネルギーの使用の合理化に関する法律に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）以上のディーゼル車の取得に対して課する税率は、本特例措置の適用がないものとした場合の税率に四分の一を乗じて得た率とすること。

(二) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年

十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値（以下「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないものの取得に対して課する税率は、本特例措置の適用がないものとした場合の税率に四分の一を乗じて得た率とする」と。

(三) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないものの取得に対して課する税率は、本特例措置の適用がないものとした場合の税率に二分の一を乗じて得た率とすること。

4 ディーゼル車で初めて新規登録等を受けるもの以外の取得に係る税率の特例措置について、次のとおり軽減対象を拡充した上、その適用期限を延長すること。（附則第十二条の二の三関係）

(一) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、3(一)に掲げるディーゼル車を平成二十二年八月三十一日までの間に取得した場合における税率は、本特例措置の適用がないものとした場合の税率から百分の一を控除した率とすること。

(二) 車両総重量が十二トンを超えるディーゼル車及び車両総重量が三・五トン以下の乗用のディーゼ

ル車に係る特例措置について、その適用期限を平成二十二年八月三十一日まで延長すること。

- (三) 車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のディーゼル車に係る特例措置について、その適用期限を平成二十三年八月三十一日まで延長すること。ただし、当該ディーゼル車の取得が平成二十二年十月一日から平成二十三年八月三十一日までの間に行われた場合の税率は、本特例措置の適用がないものとした場合の税率から百分の一を控除した率とすること。

- 5 排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車で初めて新規登録等を受けるもの以外の取得に係る課税標準の特例措置について、次のとおり軽減対象を拡充した上、その適用期限を平成二十四年三月三十一日まで延長すること。（附則第十二条の二の五関係）

- (一) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、3(二)に掲げるものについて、取得価額から三十万円を控除すること。

- (二) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、3(三)に掲げるものについて、取得価額から十五万円を控除すること。

六 軽油引取税

1 当分の間の措置として、税率を一キロリットルにつき三万二千百円とする措置を講ずること。（附則第十二条の二の八関係）

2 揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の適用が停止される場合における軽油引取税の税率の特例の適用停止等の措置を講ずること。（附則第十二条の二の九関係）

七 自動車税

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、軽減対象の見直しを行った上、以下の措置を講ずること。（附則第十二条の三関係）

1 環境負荷の小さい自動車

平成二十二年度及び平成二十三年度に新車新規登録された電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないものについて、当該登録の翌年度に税率の概ね百分の五十を軽

減すること。

2 環境負荷の大きい自動車

新車新規登録から一定の年数を経過した次の自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、一般乗合用バス及び被けん引車を除く。）について、その経過する日の属する年度以後に税率の概ね百分の十を重課する特例措置を講ずること。

(一) ガソリン車又はLPG車で平成十一年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過する日の属する年度

(二) ディーゼル車その他の(一)に掲げる自動車以外の自動車で平成十三年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過する日の属する年度

八 固定資産税及び都市計画税

1 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律に規定する指定会社等が平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に取得した国の補助又は国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて取得した一定の特定用途港湾施設について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を取得後十年度間はその価

格の二分の一とする特例措置を講ずること。（附則第十五条関係）

2 国内航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、地方的な航空運送の用に供する航空機に係る課税標準を新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度間はその価格の五分の二（現行三年度間はその価格の二分の一）とした上、その対象資産を平成二十三年度までに新たに固定資産税が課されるものとする。（附則第十五条関係）

3 外国貿易用コンテナに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を撤廃すること。（附則第十五条関係）

4 次のとおり課税標準の特例措置等の適用期限を延長すること。

(一) 鉄軌道事業者等が政府の補助を受けて取得した鉄道駅の耐震性の向上に資する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(二) 大規模地震対策特別措置法に規定する地震防災対策強化地域等において地震防災対策の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二

十六年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(三) 卸売市場機能高度化事業を行う地方卸売市場の開設者等が直接その本来の業務の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(四) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく公共交通特定事業により鉄道事業者等が取得した一定の停車場建物等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(五) 鉄軌道事業者が取得した新造車両で高齢者、障害者等の移動等の円滑化に資する一定の構造を有するものに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(六) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が、国又は地方公共団体が法律の規定によりその事業等として実施するものである一定の選定事業により取

得した公共施設等の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十七年三月三十一日まで延長すること。

（附則第十五条関係）

(七) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて取得した国立大学の校舎の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十七年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(八) 鉄道事業者が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線において政府の補助を受けて取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十四年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(九) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に規定するバイオ燃料製造業者が同法に規定する認定生産製造連携事業計画に従って実施する生産製造連携事業により

新設した一定の機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十四年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(十) 新築住宅及び新築中高層耐火建築住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成二十四年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条の六関係）

(十一) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成二十四年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条の七関係）

五条の七関係

(十二) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である一定の貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条の八関係）

(十三) 防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者が取得する一定の施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条の八関係）

第十五条の八関係

(六) 高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を平成二十五年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条の九関係）

(七) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を平成二十五年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条の九関係）

5 次のとおり課税標準の特例措置を改めること。

(一) 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象から鉱さい等の処理施設、ばい煙処理施設、窒素酸化物発生抑制のための燃焼改善設備、ダイオキシン類処理施設、揮発性有機化合物排出抑制施設、廃油又は廃プラスチック類の処理施設、湖沼水質保全のための污水处理施設、水質汚濁防止のための地下水浄化施設、優良更新代替設備及び一定の産業廃棄物の焼却施設を除外し、水質汚濁防止のための汚水又は廃液の処理施設については課税標準をその価格の三分の一（現行六分の一）とし、産業廃棄物処理施設については課税標準をその価格の三分の一（現行三

分の一又は六分の一」とし、下水道除害施設については課税標準をその価格の四分の三（現行三分の二）とした上、その対象資産の取得期限を平成二十四年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(二) 外貿埠頭公社が所有する一定の特定用途港湾施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、平成十年三月三十一日までに取得したものに係る課税標準を平成二十四年度分はその価格の三分の二（現行二分の一）とし、外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律に基づき外貿埠頭公社が承継したものに係る課税標準を平成二十四年度分は価格の五分の四（現行五分の三）とした上、その適用期限を平成二十四年度まで延長すること。（附則第十五条関係）

(三) 廃棄物再生処理用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に取得したものに係る課税標準を取得後三年度間価格の五分の四又は四分の三とし、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に取得したものに係る課税標準を取得後三年度間価格の六分の五又は五分の四（現行四分の三又は三分の二）とした上、その対象資産の取得期限を平成二十四年三月三十一日まで延長すること。（附則第

十五条関係)

(四) 日本貨物鉄道株式会社が取得した新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を取得後五年度間はその価格の五分の三（現行二分の一）とした上、その対象資産の取得期限を平成二十四年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(五) 電気通信事業者等が電気通信基盤充実臨時措置法に基づき新設した電気信号の伝送を高速かつ広帯域で行うための一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、資本金の額若しくは出資金の額が五十億円未満の会社若しくは個人が新設するものに対象を限定し、一定の設備を対象から除外した上、その対象資産の取得期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(六) 有線テレビジョン放送事業者が電気通信基盤充実臨時措置法に基づき新設した電気信号の効率的な伝送を行うための一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、資本金の額若しくは出資金の額が五十億円未満の会社若しくは個人が新設するものに対象を限定した上、その対象資産の取得期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(七) 特定都市河川浸水被害対策法に基づき設置された一定の雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の三分の二（現行二分の一）とした上、その対象資産の取得期限を平成二十四年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(八) 畜産業者が取得した家畜排せつ物の管理基準に適合する一定の管理施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に取得したものに係る課税標準を取得後五年度間その価格の四分の三（現行三分の二）とした上、その対象資産の取得期限を平成二十四年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(九) 一定の法人が公共事業に係る政府の補助を受けて取得し、日本貨物鉄道株式会社に貸し付けた鉄道貨物輸送の効率化のための線路設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を取得後十年度間その価格の二分の一（現行取得後五年度間三分の一、次の五年度間三分の二）とした上、その対象資産の取得期限を平成二十四年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五

条関係）

(十) 成田国際空港株式会社がその事業の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税

の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の四分の三（現行三分の二）とした上、その適用期限を平成二十三年度まで延長すること。（附則第十五条関係）

(土) 電気通信事業者が電気通信基盤充実臨時措置法に基づき新設した電気信号の効率的な伝送を行うための一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、資本金の額若しくは出資金の額が五十億円未満の会社又は個人が新設するものに対象を限定した上、その対象資産の取得期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

6 次に掲げる課税標準の特例措置等を廃止すること。

(一) 火薬類取締法の規定による許可を受けた者が公共の危害防止のために設置する土堤及び防爆壁に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第十五条関係）

(二) 電気通信事業者等が電気通信基盤充実臨時措置法に規定する認定計画に従って実施する信頼性向上施設整備事業により新設した一定の電気通信設備又は施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第十五条関係）

(三) 鉄道事業者等が既設の鉄道の駅等に係る大規模な改良工事で利用者の利便の向上に資するものと

して取得した一定の家屋及び構築物に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（附則第十五条関係）

(四) 一般と畜場の設置者が取得した牛の処理を衛生的に行うための一定の衛生設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第十五条関係）

(五) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が国の資金の貸付けを受けて取得した一定の特定用途港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（附則第十五条関係）

(六) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて取得した廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理施設の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（附則第十五条関係）

(七) 日本電気計器検定所が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（附則第十五条関係）

- (ハ) 日本消防検定協会が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（附則第十五条関係）
- (九) 小型船舶検査機構が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（附則第十五条関係）
- (十) 軽自動車検査協会が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（附則第十五条関係）
- (十一) 鉄道事業者が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道再生事業を実施する路線において政府の補助を受けて取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（附則第十五条関係）
- (十二) 阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成七年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもののうち一定のものを住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の規定を適用する特例措置（附則第十六条の二関係）

(三) 阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして取得され、又は改築された家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置（附則第十六条の二関係）

九 特別土地保有税

農業協同組合等の現物出資により設立される株式会社又は合同会社が当該現物出資に伴い取得する土地に係る特別土地保有税の非課税措置を廃止すること。（附則第三十一条の二関係）

十 事業所税

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する広域的処理に係る環境大臣の認定を受けた者が専ら当該認定に係る事業の用に供する一定の施設に対する資産割の課税標準の特例措置を廃止すること。（附

則第三十三条関係）

十一 国民健康保険税

1 国民健康保険税の減額措置に係る基準を見直すこと。（第七百三条の五関係）

2 国民健康保険の被保険者が、倒産や解雇等の理由により離職した雇用保険の受給資格者である場合等において、所得割額の算定の基礎となる総所得金額等及び減額措置の判定の基準となる総所得金額

を、これらの金額中に給与所得が含まれている場合には、給与所得の金額をその金額の百分の三十に相当する金額として計算した金額とする特例措置を講ずること。（第七百三条の五の二関係）

十二 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する国会報告

1 総務大臣は、毎年度、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書を作成し、これを国会に提出しなければならないものとし、当該報告書は、作成した年度に開会される国会の常会に提出することを常例とすること。（第七百五十八条関係）

2 総務大臣は、報告書を作成するに当たり、地方税における税負担軽減措置等の適用実態等を把握するため必要があるときは、財務大臣に対し、適用実態調査情報等の提供を求めることができるものとする。（第七百五十九条関係）

十三 その他

1 法人住民税等に係る還付加算金の起算日について、法人税の決定等を受けて法人住民税等の期限後申告を行い、その後減額更正を受けた場合について、当該期限後申告に係る納付の日の翌日から還付加算金を計算するよう、所要の措置を講ずること。（第十七条の四関係）

第二 国有資産等所在市町村交付金法に関する事項

空港法に規定する東京国際空港緊急整備事業により取得される一定の空港の用に供する固定資産に係る国有資産等所在市町村交付金の算定標準額の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。（附則第十六項関係）

第三 自動車重量譲与税法に関する事項

1 自動車重量譲与税は、当分の間、自動車重量税の収入額の千分の四百七（現行三分の一）に相当する額とする特例措置を講ずること。（附則第二項関係）

2 平成二十二年度分の自動車重量譲与税に限り、六月期に譲与すべき額を当該年度の初日の属する年の二月及び三月の収納に係る自動車重量税の収入額の三分の一に相当する額と同年の四月における収納に係る自動車重量税の収入額の千分の四百七に相当する額との合算額とすること。（改正法附則第十六条

関係）

第四 その他

1 その他所要の規定の整備を行うこと。

2 前記第一の一の8、二の1及び四の1から3までの改正は平成二十二年十月一日から、第一の一の7の改正は平成二十三年一月一日から、第一の十二の2の改正は平成二十三年四月一日から、第一の一の3から6までの改正は平成二十四年一月一日から、第一の十二の1の改正は平成二十四年四月一日から、第一の一の2及び12の改正は平成二十五年一月一日から、その他の改正は平成二十二年四月一日から施行すること。